

知的財産戦略調査会 10の提言

平成27年5月27日
自由民主党 政務調査会
知的財産戦略調査会

知的財産戦略調査会では、昨年取りまとめた提言を踏まえ、政府の取り組み状況や有識者等の意見を聴取した上で、産業活性化小委員会、コンテンツ小委員会において議論を行い、今後の取り組むべき施策として、10の提言に取りまとめた。

本提言は、現下の喫緊の課題である地方創生戦略や成長戦略を、知財戦略の観点から後押しするという基本的立場に立って必要な施策を取りまとめたものである。知的財産の創造、活用及び保護のそれぞれの局面が有機的かつ密接に関連したものであることを踏まえ、今後、知財戦略を推進する上で着目すべき視点を強調しておきたい。

まず、知的財産の創造の重要性である。知財戦略の出発点は、企業や個人の創造力が発揮され、新たな知的財産が生み出されることにある。我が国が将来にわたって国際競争に打ち勝つためには、知的財産の源泉である創造力を躍動させる必要がある。このため、知財戦略は、新しい挑戦を育むよう、科学技術・イノベーション政策などと緊密な連携を図っていかなければならない。

第2に、知的財産の活用の重要性である。我が国は高度な技術力と豊かな文化を誇り、膨大な知的財産の蓄積が潜在力となっはいるものの、例えば研究開発の成果である特許のおよそ半数しか活用されておらず、また、我が国の魅力あるコンテンツに関しても海外展開をはじめとした利活用の余地は大いにある。我が国の潜在力を発揮し、経済成長を実現していくため、特に地方も含めて知的財産の活用を益々促進していく必要がある。それが次なる知的財産の創造につながることも認識しなければならない。

第3に、知的財産の保護の重要性である。知的財産の創造と活用を図るため、知的財産が適切に保護されるよう、権利付与から紛争処理までを一体的に捉えた保護の在り方を考える必要がある。このため、グローバルな動向を十分に把握しつつ、紛争処理システムも含め、国際的にモデルとなるような知財システムの構築を追求していかなければならない。

最後に人財の育成、特に教育の重要性である。より高度な知財の専門人財を育成していくことは我が国にとって大きな課題である。加えて、将来を担う青少年が知

的財産の創造、活用及び保護に必要な素養を身に着ける知財教育も、初等・中等教育から高等教育に至るまで充実させていかなければならない。

本提言を政府に申し入れ、知的財産推進計画はもとより、日本再興戦略の改訂や骨太の方針にしっかりと反映するとともに、施策の効果が地方や中小企業にも実感されるよう、積極的かつ強力に施策を実施していくことを求めるものである。

知的財産を巡る環境は、グローバル化、デジタル・ネットワーク化の進展をはじめ、急激な変化にさらされており、変化を先取りし、国際的な知財システム競争に打ち勝つべく、今後とも、党と政府が一体となって、世界最先端の知財立国を樹立するため、知財戦略を強力に推進していかなければならない。

1. 地方創生のための地域中小企業の知財活用の促進

地方創生を推進するため、地域中小企業の知財戦略を強化し、大企業・大学と地域中小企業との間の知財連携を促進することによって、知財を活用した事業化を促進し、地域経済の活性化を図る。施策の実施に当たっては、各地域での施策の実施状況と効果を検証し、地域中小企業の知財活用が進むよう、施策の改善と充実を継続していくことが重要である。

(1) 中小企業の知財能力の向上支援

(中小企業への相談体制の強化)

- ・知財とビジネスの両面から中小企業を支援すべく、各種相談窓口での人的支援体制の強化、知財総合支援窓口と中小企業支援機関との連携などを図る。また、知財紛争に対応する情報と人財が不足している中小企業を支援するため、大企業等との関係での知財保護、紛争未然防止、訴訟対応等に関する相談対応体制を強化する。

(中小企業とその支援関係者に対する知財啓発等)

- ・中小企業自身や金融機関、中小企業診断士、地方自治体等の中小企業支援関係者に対する知財啓発を強化する。また、地域中小企業等にとって、より身近な知財であるデザイン・ブランドを産業活性化や地域資源の活用につなげるため、デザイン化・ブランド化等の手法も活用した中小企業の企業経営を推進する。さらに、融資における知財の活用を促進する等の観点から、「知財ビジネス評価書」の作成支援等知財が適切に評価されるような取組を強化する。

(農林水産分野における知財戦略の強化)

- ・地域における農林水産業・食品産業の成長産業化を推進すべく、地理的表示保護制度を含め、農林水産分野における知財戦略を強化する。

(特許等の取得についての利便性向上)

- ・地方における特許の面接審査等の充実を通じて、地域・中小企業の権利化を支援する。また、中小企業等に対する特許料の減免制度について、中小企業等がより広く利用しやすくなるよう、必要な措置を検討する。

(2) 中小企業と大企業・大学との知財連携（産産連携／産学連携）の強化等

（橋渡し・事業化支援機能の整備）

- ・大企業・大学の知財の地域中小企業による事業化や、中堅・中小企業の技術シーズと大企業のニーズとのマッチングによる事業化のため、地域の支援機関（公的支援機関・公設試、大学・TLO、地域金融機関等）を巻き込んで、大企業・大学と中小企業をつなぐ橋渡し・事業化支援人財の確保・育成・ネットワーク化を図るなど、一体的に中小企業を支援する仕組みを構築する。

（大企業・大学の知財活用環境整備）

- ・大企業・大学の知財活用のインフラとして、開放特許データベースを充実させ、このデータベースと橋渡し・事業化支援人財とが連携できる仕組みなどを構築する。また、表彰制度を活用するなどして中小企業との連携に取り組む大企業を後押しする。さらに、大学の研究成果を事業化に結びつけるべく、原石である基本技術をもう少し磨くための概念実証（POC; Proof of Concept）の実現に向けた支援など、大学の研究成果の事業化に向けた支援を強化する。加えて、中小企業と大学・公設試等との共同研究における知財管理及び活用を促進するため、技術情報管理にも配慮した開発環境を整備する。

2. 大学の知財マネジメントの強化と産学連携の推進

大学が産学連携を通してイノベーションを創出するため、大学の技術シーズを事業化へつなぐ橋渡し機能を強化し、大学自身の知財戦略に基づいた産学連携活動を推進する。

（大学の知財戦略・知財マネジメントの強化）

- ・大学自身の知財戦略の策定、自立的な知財マネジメントの実行を各大学に促すため、大学が有する人財、知財、財源等の研究経営資源に関する効果的なマネジメントの在り方について検討するとともに、知財戦略に沿って精選した知財の権利化活動、知財の事業化プランに基づく技術移転活動の状況等を評価し、大学の外国特許出願等の知財活動を支援する。また、大学・TLOの知財活動・産学連携活動の評価の在り方を見直し、より実効性のある活動が行われるように促す。

(共同研究成果の活用の促進)

- ・研究成果の取扱いに関する大学・企業間の契約交渉を円滑化すべく、柔軟性のある共同研究契約の在り方を検討し、その検討結果を踏まえて、柔軟な契約締結を大学・企業に対して働きかける。また、国の研究開発の成果を最大限事業化に結びつけ、国富を最大化する観点から、国の研究開発プロジェクトにおける知財マネジメントの在り方を検討する。

(大学における知財の活用の促進)

- ・中小企業による事業化やベンチャー育成のため、改正研究開発力強化法に基づき、研究開発等に係る企画立案や知財権の取得及び活用等を行うリサーチ・アドミニストレーター¹の育成・確保や研究開発法人による大学等発ベンチャーへの出資業務を推進する。

3. 「世界最速・最高品質」の審査体制の構築

我が国の企業の競争力強化のため、我が国での特許権等知財権の取得により、海外でもその審査結果が尊重され、強い権利が速やかに確保できるよう、審査官の確保等審査体制の整備・強化を通じて、「世界最速・最高品質」の審査の実現を目指す。

(特許審査の迅速化及び品質の向上)

- ・「権利化までの審査期間」(標準審査期間)の短縮(2023年度までに平均14か月以内に)及び「一次審査通知までの期間」の更なる短縮(2023年度までに平均10か月に)を実現させるための取組を推進する。また、外部有識者による品質管理に関する提言を踏まえて、審査品質の不断の向上を図る。

(日米における審査協力の推進)

- ・日米両国にした特許出願について、両国の特許審査官による協働調査、国際特許出願の審査対象(I S A管轄)の米国への拡大等により、両国の審査協力を更に推進する。

4. 知財紛争処理システムの活性化

我が国の知財が確実に保護され、知財の価値を高めることで、企業等による更なる知財活用とイノベーションの創出を促進すべく、グローバルな知財システム競争の観点も踏まえつつ、知財紛争処理システムに関する課題を検証し、システムの見直しの検討を進める。

(知財紛争処理システムの見直しの検討)

- ・ 侵害行為の立証に必要な証拠収集がより適切に行われるための証拠収集手続の強化、権利付与から紛争処理までを通じた権利の安定性の向上、ビジネスの実態ニーズを反映した損害賠償額の実現のための方策等、知財紛争処理システムの見直しの検討を進める。

(地方・中小企業の知財司法アクセスの向上)

- ・ 知財紛争に対応する情報と人財が不足している中小企業の訴訟リスクを低減させるため、大企業等との関係での知財保護・紛争未然防止・訴訟対応等に関する相談対応体制を強化する。また、地方における実質的な知財司法アクセス確保を実現するために、訴訟の各段階においてテレビ会議システム等 IT の活用を積極的に進める。

(情報公開・海外発信の拡充)

- ・ 我が国の知財紛争処理システムの情報公開・海外発信について、公開することによる弊害とのバランスを考慮した上で、国内外への情報発信を一層強化する。

(知財高裁の国際的プレゼンスの向上)

- ・ 知財高裁について、国際的なプレゼンスを向上させるため、法整備支援など様々な機会を通じ、国際的な交流・情報発信を一層強化するとともに、海外動向の徹底した調査と分析など海外の情報収集と検証を通じ、我が国の知財システムの担い手として、国際的なモデルとなる知財紛争処理システムを目指し、裁判官に対するサポート体制の充実を図る。

5. 知財システムの国際化への対応

我が国企業の海外への事業展開を知財面で支援するため、我が国の知財システムの海外展開や模倣品・海賊版対策による海外市場での保護強化を推進する。

(1) 知財システムの海外展開

(新興国に対する法整備や人財育成等の支援)

- ・知財システムの更なる国際化の推進、特にアジアやアフリカ、中南米などの新興国の知財システムの整備を通じて、日本企業のグローバル活動を強力に支援する。このため、新興国における我が国の知財システムの更なる普及・定着を図るため、我が国審査官の派遣や審査協力等、新興国に対する知財人財派遣による技術・法整備・法執行体制の整備の支援等を行う。また、途上国や新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、研修や法整備支援を通じて、アジアをはじめとする新興国における法整備・法執行分野を中心とした知財人財の育成を図る。

(海外進出企業のための相談体制の強化)

- ・海外での知財相談体制を強化するため、我が国の法曹人財を海外に派遣し、知財法制やその運用に関する情報提供等の法的支援業務の強化や進出先における知財権に係る支援を一層充実させ、海外進出企業をオールジャパンで支援する。

(2) 模倣品・海賊版対策

(正規版コンテンツの流通拡大と海賊版対策等)

- ・模倣品・海賊版などの被害が拡大している状況を踏まえ、官民が連携した権利侵害サイトへの対策、正規版コンテンツへの誘導により権利の適切な利用を促す。また、在外公館、JETRO、INPIITの活用等により、海外進出企業への支援体制の強化を図る。

(模倣品・海賊版被害対策の国際的な連携強化)

- ・二国間・多国間経済協定等を通じ、我が国の公正な知財権の保護を確保するとともに、偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)等の国際条約等を通じた海賊版・模倣品被害対策の国際的連携を強化する。

6. 戦略的な標準化の推進

我が国の技術・製品を広く世界に普及させるため、「標準化官民戦略」に基づき、官民が緊密に連携した戦略的標準化の取組を強化する。

(中堅・中小企業に対する標準化の活用支援)

- ・中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を「新市場創造型標準化制度」等を活用して加速させるため、自治体や地域産業支援機関等の企業支援担当者による標準化案件の発掘を支援するための標準化研修を実施する。また、日本規格協会（JSA）における標準化専門人財の配備や自治体や地域産業支援機関等との連携強化を含め、中堅・中小企業等の技術・製品の認証取得、標準化案件発掘から標準策定及び JIS マーク認証までのきめ細やかな支援体制を強化する。さらに、国際的に通用する認証体制の整備を図るため、我が国認証機関の体制強化及び海外の認証機関との連携を推進する。

(研究開発段階からの標準化の一体的な取組)

- ・他国に先んじて国際標準を獲得するため、超伝導材料や水素技術等の我が国の優れた技術について、研究開発段階から標準化に一体的に取り組む。

(国際標準化人財の育成)

- ・国際標準化機関での我が国の影響力を高めるため、国際標準化実務の遂行能力に加え、グローバルに通用する交渉力及びマネジメント力を兼ね備えた人財の育成を一層推進し、国際幹事や議長を担える標準化人財を、世代を超えて育成する。

(アジア諸国への支援強化等)

- ・アジア諸国等の国家規格の開発、標準化人財の育成及び認証基盤の整備に対する支援、国際標準の共同開発などの分野でアジア諸国等との協力関係を強化する。

7. コンテンツと周辺産業との一体的な海外展開の促進

日本の魅力あるコンテンツを海外に積極的に発信し、その利活用により、周辺産業も含めて海外での収益を拡大するため、コンテンツと周辺産業との一体的な海外展開を推進する。

(1) コンテンツと周辺産業が連携した海外展開の促進

(コンテンツの現地化・プロモーション支援)

- ・我が国のコンテンツの海外展開を促進し、さらにコンテンツを核として周辺産業との連携による一体的な海外展開を図るため、コンテンツの現地化・プロモーション支援及び映像コンテンツの放送枠の確保等について継続的な実施・拡充を図る。

(コンテンツと周辺産業との一体的な海外展開のための横断的な仕組みの構築)

- ・コンテンツ間及びコンテンツと周辺産業との連携の円滑化を図るため、官民の連携や事業者のマッチングなど横断的な仕組みを構築する。また、イベントなどを通じたコンテンツの情報発信力を高めるため、コンテンツに関する国内外のイベント情報の収集、共同開催・連携、コンテンツ以外のイベントでのコンテンツを活用したプロモーションの促進などのコーディネート機能を整備する。さらに、留学生を含む海外の日本コンテンツファン等と協同したマーケティングやプロモーションを拡充する。

(2) 海外展開のための環境整備

(海外市場の現地ニーズに合致したコンテンツの展開、制作の促進)

- ・海外市場の現地ニーズに合致したコンテンツの展開、制作の促進のため、現地市場でのコンテンツの嗜好や視聴形態の動向、日本コンテンツ展開後の反応等について情報収集し、コンテンツ事業者に提供するとともに、海外メディアとの国際共同製作の支援、現地テレビ局等との共同制作の機会拡充等を行う。

(海外でのプロモーション支援)

- ・映像を始めとする日本のコンテンツ情報を収集・蓄積し海外に発信するプラットフォームである「JAPACON」について、B to Cでの情報発信に止まらず、B to Bで

の発信機能を強化することで、日本のコンテンツ事業者と海外のコンテンツバイヤーのマッチング・商談を支援する。また、大使館、JETRO等の現地機関のネットワークを駆使し、コンテンツ海外展開事業者の販売サポート等を積極的に行う。

(中長期的な産業発展のための課題の検討)

- ・コンテンツ産業を中長期的に発展させていくため、資金調達の円滑化などの課題について検討し、その具体化を図る。

8. アーカイブの利活用促進に向けた整備加速化

コンテンツのデジタルアーカイブ化は、文化の保存・継承や文化発展の基盤であるとともに、保存されたコンテンツの利活用や国内外に発信する基盤となる取組であり、デジタルアーカイブの促進のため、組織的・制度的な環境整備を推進する。

(アーカイブ推進体制の整備)

- ・利活用を前提としたコンテンツのアーカイブ化に向け、政府機関、国立国会図書館及び民間アーカイブ機関の連携方策、司令塔機能をはじめとした推進体制の整備を推進する。

(分野ごとのアグリゲーターによる取組)

- ・書籍、文化財、アニメをはじめとしたメディア芸術などの主要分野ごとに、収集対象の選定やメタデータ形式の標準化などのアーカイブ構築の方針の策定等分野内のアーカイブ機関における収蔵資料のデジタル化への協力や、メタデータ集約を行う分野ごとの束ね役（アグリゲーター）を明確化する。

(アーカイブの構築と利活用の促進のための著作権制度の整備)

- ・孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の利活用促進のため、著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金供託の見直しや、裁定を受けた著作物の再利用手続の簡素化等について検討し、法改正も含め必要な制度整備を行う。

9. コンテンツに関する法制及びライセンス体制の整備

デジタル化・ネットワーク化など、コンテンツを巡る環境が急激に変化する中、コンテンツ利活用を一層促進するため、法制やライセンス体制等の環境を整備する。

(法制及びライセンスの見直し)

- ・平成26年の提言を踏まえ、今後の新たなサービスに対応できるよう柔軟性のある規定の導入を含めた法制及びライセンスの見直しの検討を、知財の権利保護と活用促進のバランス、国際的な動向を考慮しつつ行い、新たな立法も視野に、具体的な政策を推進する。

(アーカイブの構築と利活用の促進のための著作権制度の整備)

- ・孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の利活用促進のため、著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金供託の見直しや、裁定を受けた著作物の再利用手続の簡素化等について検討し、法改正も含め必要な制度整備を行う。【再掲】

(著作物管理の共通化の促進)

- ・著作物のインターネットを通じた利用や海外展開の拡大と権利処理の円滑化に対応するため、著作物データ管理、ナンバリング、コンテンツごとの管理団体の整備など、著作物の管理の共通化により、許諾、徴収・分配等の容易化による流通促進を進める。

(著作権の保護期間に関する戦時加算問題)

- ・国際的な動向等を踏まえつつ、保護期間に係る戦時加算の問題について、強い決意をもって関係国の理解を得て、対応を検討する。

10. 国際的・戦略的な知財人財の育成

世界を舞台に活躍できる知財人財、知財を事業に戦略的に活用できる知財人財、クリエイター等のコンテンツ人財など、我が国の知財システムを支える知財人財の育成を推進する。また、こうした知財人財の輩出を支えるためにも、未来を担う青少年に対する知財教育を充実させる。

(官民一体となった国際的・戦略的な知財人財の育成)

- ・国際的・戦略的な知財人財の育成について、I N P I Tを活用するなど、官民一体となって推進する。また、大学・大企業と中小企業をつないで事業化に結び付ける橋渡し・事業化支援人財の確保・育成についても取組を強化する。

(国際標準化人財の育成)

- ・国際標準化機関での我が国の影響力を高めるため、国際標準化実務の遂行能力に加え、グローバルに通用する交渉力及びマネジメント力を兼ね備えた人財の育成を一層推進し、国際幹事や議長を担える標準化人財を、世代を超えて育成する。

【再掲】

(国際的なコンテンツ人財の育成・活用)

- ・共同制作等の担い手として国際的に通用するプロデューサー人財の育成や国際的に活躍するクリエイターの育成のため、留学・インターンシップ等の海外研修の機会を提供する。

(知財教育の充実と大学の知財人財の育成)

- ・小中高校において、青少年の知財に対する意識と知識を向上させるため、知財教育の充実を図る。また、大学においては、将来の知財人財の裾野を拡大するよう知的財産に関する科目の必修化等の取り組みを進めるとともに、知財教育を行う専門職大学院の教育内容の充実を図る。さらに、研究開発等を支えるリサーチ・アドミニストレーターの育成・確保を図る。